

安心・安全の山砂利対策を

富士市の松野地区から静岡市由比地区にかけての山間地には、非常に多くの山砂利が埋蔵されており、砂利業者が地権者となっている箇所が多くあります。

旧富士川町時代に、生活環境の安全性確保及び計画的な山砂利採取の指標とすることを目的に昭和52年「山砂利採取事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）」を制定し、本市がそのまま引き継ぎ、現在に至っております。

この山間地は大きな山ではないこともあって、保水力で弱い面があり、近隣の河川は大雨の際、急激な増水が見られます。

さらに、新東名の雨水の受皿となっている河川もあり、近年の雨量の急激な増加と相まって、従来に比べ、大幅な増水となっております。

今回の熱海市の大規模土石流は、「業者が市や県の指導に従わなかったことが一因」と新聞などに掲載されています。

45年程前に制定された取扱要領について、内容の確認を含め、今回の一般質問での質疑・回答内容（抜粋）を記載します。

1. 山砂利開発は地域住民の同意書がない限り、認可されない。
2. 同意書とは、関連する地区（例 俣下区、清水町区、半在家区等）での地区総会決議書を添付書類とした管轄する地区区長の同意書。
3. 関連する地区とは、事業用地周辺地区及び専用道路沿線の全ての区。
4. 専用道路とは現在の県道富士川身延線へ直接乗り入れできる道路を業者が設置する道路。既存の市道及び県道は、原則として利用しない。原則を拡大解釈することのないよう留意する。
5. 同意書の書式は作成されていないので、今後「取扱指導要領」の趣旨に合わせ、作成していく。
6. 砂利採取事業は県が認可するが、その前に市に意見聴取を行う。計画から逸脱した場合、情報提供は市が担い、作業を止める命令は県が下す。
7. 条例制定は国に「砂利採取法」という法律があり、その範囲内になるのが、難しい。要領による行政指導の方が、より柔軟な対応が可能と考えている。

富士市山砂利採取事務取扱要領 (抜粋) — 平成20年10月1日制定 —

1. 目的
この要領は、静岡県砂利及び岩石採取計画認可事務取扱要綱の運用に関し必要な事項を定め、もって災害を防止するとともに、生活環境の安全性確保及び計画的な山砂利採取の指標とすることを目的とする。
2. 基本的方向
山砂利採取は、これに伴う諸条件の科学的調査を常に行い、自然が急速な変化をきたさないようにするものであるとともに、非更新性資源である山砂利の効果的利用及び地域社会の発展を考慮した秩序あるものでなければならない。
6. 事前協議
事業者は、富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に定めるもののほか、次の書類を提出し、事前に県及び市と協議しなければならない。
(3) 地域住民の同意書
7. 申請書の提出
事業者は、土地利用の事前協議が終了した場合に限り、砂利採取法第16条の規定による採取計画の認可に係る申請書を提出することができるものとする。
14. 採取行為などの制限
(1) 事業者は、採取地域における所定の位置から山砂利を採取するものとし、同時に数箇所からの採取は認めないものとする。この場合において、事業者は、採取地域における山砂利の採取位置を決定するにあたり、科学調査の結果に基づき県及び市と協議しなければならない。
(2) 事業者が採取地域に設置できる施設は、原則として現場管理事務所、機械等の倉庫に限るものとし、洗浄プラント、砕石プラント、選別プラント等の設置とこれらの業務行為をおこなってはならない。
16. 搬出
(1) 山砂利は、専用道路又はベルトコンベアーにより搬出すること。ただし、市内に開設できる専用道路は、原則としてルートとし、協業的採取を行う場合は、各事業者共用とすること。
(2) 専用道路は、県道富士川身延線への直接乗り入れできるように設置し、既存の市道及び県道は、原則として利用しないこと。
17. 水処理対策
採取地における水処理は、次のとおりとする。
(2) 市は、各河川の水量及び水質について常時調査を行い、採取事業による水量の変化及び水質の汚濁が認められるときは、事業者に対し、採取事業を一時的に中止すること及び対策を講ずることを勧告することができる。



市議会報告会

(総務市民委員会)

市民の皆さんと市議会議員で意見交換を行います。富士市の今後について話し合いませんか?

1月22日(土) 13:30~
 富士市交流プラザ 2階会議室 1
 意見交換テーマ
「選挙投票率はどうすれば上がるの?」

○市内在住の人/30人(応募者多数の場合、抽せん)
 ○1月5日(水)までに、市ウェブサイトでも電子申請するか、電話(55-2878)またはFAX(53-2771)で議会事務局へ